

議案第 75 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 10 日提出

川崎市長 福田 紀彦

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 1 条 川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 14 年川崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年川崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(川崎市職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市職員の分限に関する条例（昭和26年川崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年川崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「及びこれに対する地域手当の額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員のうち川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年川崎市条例第 号）第2条第2項に規定する基本報酬が支給される者にあつては、その基本報酬及びこれに対する同項に規定する地域手当に相当する報酬の額）」を加える。

（川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第13条を次のように改める。

（会計年度任用職員の勤務時間等）

第13条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定めるところにより、任命権

者が定める。

(川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年川崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(川崎市旅費支給条例の一部改正)

第7条 川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項ただし書中「別表第3項」を「別表第5項」に改める。

附則第3項中「別表第4項」を「別表第5項」に、「同表第5項」を「同表第6項」に改める。

別表第1項中「昭和32年川崎市条例第29号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加え、同表中第9項を第10項とし、第3項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員に適用する等級は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、給与条例の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して、任命権者がこれを定める。

(川崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

附則第20項を次のように改める。

## 20 削除

別表第1備考ただし書を削る。

(川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

(川崎市職員退職手当支給条例の一部改正)

第10条 川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第1条中「で常時勤務に服することを要する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条第1項中通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条第2項中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる

職員については、この限りでない。

第2条中「掲げる者」の次に「で常時勤務に服することを要する者（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。）」を加える。

第2条の2第1項中「第1条」を「第1条第1項」に改める。

第5条第2項第1号中「125.5」を「125.55」に改める。

第10条第2項中「（常時勤務に服さない者を除く。）」を削り、同条の次に次の見出し及び2条を加える。

（勤続期間の計算の特例）

第10条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第1条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 第1条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したものの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第10条の3 第10条第2項に規定する国等の職員としての引き続いた在職期間には、第1条第2項に規定する者に相当する国等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、国等の職員であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

附則第11項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「職員」という。)」を削る。

第2条第1項中「職員の」を「川崎市公営企業職員の」に改め、「(以下これら者を「職員」という。)」を加える。

第15条を次のように改める。

(非常勤職員の給与)

第15条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。

2 前項に規定する手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

3 第3条、第3条の2、第4条の2、第4条の4、第5条から第9条まで、第10条、第12条及び第14条の4の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、第12条第2項中「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と、「2時間を超えない範囲内」とあるのは「当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内」と、第14条の4中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」と読み替えるものとする。

4 非常勤職員(短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除く。)の給与については、職員及び会計年度任用職員との権衡を考慮して支給する。

第16条中「職員の給与の額」を「川崎市公営企業職員の給与の額」に、「及び任期付研究員条例」を「、任期付研究員条例及び川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年川崎市条例第 号)」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定（川崎市職員退職手当支給条例（以下「退職手当条例」という。）第5条第2項第1号の改正規定に限る。以下同じ。）は、公布の日から施行する。
- 2 第10条の規定による改正後の退職手当条例（以下「改正後の退職手当条例」という。）の規定は、平成30年9月1日から適用する。

(退職手当の内払)

- 3 平成30年9月1日から附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日までの間に退職した職員に対して、同月1日から一部施行日の前日までの間に第10条の規定による改正前の退職手当条例の規定に基づいて支払われた退職手当は、改正後の退職手当条例の規定による退職手当の内払とみなす。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。